

電気事業法第34条第1項の規定に基づく必要な情報の提供の求めに関する考え方

2020年6月
2022年4月一部改正
2023年9月一部改正
2025年5月一部改正
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

第1 基本的な考え方

1. 経済産業大臣による情報の提供の求め

- (1) 経済産業大臣は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第34条第1項の規定に基づき、「必要な情報を提供することを求める」際は、「包括要請」又は「個別要請」により行うものとする。
- (2) 「包括要請」とは、改正法の施行後、速やかに、経済産業大臣が一般送配電事業者又は配電事業者に対して行う要請をいう。
- (3) 「個別要請」とは、災害等の発生の状況に照らし、必要に応じ、経済産業大臣が一般送配電事業者又は配電事業者に対して行う要請をいう。

2. 一般送配電事業者又は配電事業者による情報の提供

- (1) 一般送配電事業者又は配電事業者は、電気事業法第34条の規定、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号）及び本考え方にに基づき必要な情報を提供するものとする。
- (2) 一般送配電事業者又は配電事業者は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）の長に提供する情報について、個人情報が含まれる場合には、その事実を当該関係行政機関等の長に対し明記した上で、提供するものとする。
- (3) 一般送配電事業者又は配電事業者は、関係行政機関等において、下記3.（2）の取扱いが適切に行われないおそれがあると認めるときその他情報の提供に際して判断に疑義が生じるときは、資源エネルギー庁に相談するものとする。

3. 関係行政機関等による情報の利用

- (1) 関係行政機関等は、「電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため」、一般送配電事業者又は配電事業者が保有する情報

の提供を受けようとするときは、本考え方にに基づき、必要な情報の提供を要請するものとする。

(2) 上記(1)により提供を受けた情報に個人情報が含まれる場合には、関係行政機関の長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づき、また、地方公共団体の長は、個人情報保護法の趣旨に則り策定する条例の規定に基づき、提供を受けた情報について適切に取り扱うものとする。

具体的には、

- ・利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないこと
- ・情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去又は廃棄等の適切な方法で処理すること
- ・個人情報取扱責任者を置くなど安全管理措置を講ずること

など、個人情報保護法、同法の趣旨に則り策定する条例及びこれらの趣旨に則り適切に取り扱うものとする。

第2 「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処」のため必要があると認める場合における情報提供の考え方

1. 包括要請について

(1) 一般送配電事業者又は配電事業者が関係行政機関等の長に提供する情報は、①配電線地図、②通電情報^(注)及び③復旧工事計画とする。

(注) スマートメーターの応答情報から通電又は停電と推定される情報等(詳細は別紙2参照)。以下同じ。

(2) 関係行政機関等の長は、「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処」のため、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、上記(1)①から③までの情報の提供を求める必要があるときは、書面により(ただし、事態の進展が特に急速である場合など、直ちに書面によることが困難な場合は、口頭、電話等の方法によることも可能とし、その場合は事後的に書面を送付するものとする。)、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、情報提供を求めるものとする。

(3) 一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がない限り、上記(2)の求めに係る情報について、速やかに、関係行政機関等の長に対し、提供するものとする。

(4) 一般送配電事業者又は配電事業者が、経済産業大臣の要請により関係行政機関等の長に情報を提供する期間は、「電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処」を実施している期間であり、具体的な期間の目安としては、情報の提供の要請を行った対象自治体において、災害等を原因として停電が発生した時点から、下記のうち最も短い時点までとする。

- ・情報の提供の要請を行った対象自治体において、災害等を原因として発生した停電がすべて復旧する等電気の安定供給の確保に生じた支障が解消された時
- ・情報の提供の要請を行った対象自治体において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき自治体に設置された災害対策本部が解散する等対象自治体による緊急の事態への対処が完了した時

2. 個別要請について

- （1）関係行政機関等の長は、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる緊急の事態への対処のため、一般送配電事業者又は配電事業者に対して1.（1）①から③まで以外の情報の提供を求める必要があるとき又は包括要請に基づく1.（1）①から③までの情報提供がなされなかったときは、書面により（ただし、事態の進展が特に急速である場合など、直ちに書面によることが困難な場合は、口頭、電話等の方法によることも可能とし、その場合は事後的に書面を送付するものとする。）、経済産業大臣に対して求めるものとする。
- （2）経済産業大臣は、提供の求めのあった情報が、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、当該情報の提供を求めるものとする。
- （3）一般送配電事業者又は配電事業者は、上記（2）の求めがある場合、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。
- （4）一般送配電事業者又は配電事業者が、経済産業大臣の要請により関係行政機関等の長に情報を提供する期間は、第2の1（4）と同様とする。

第3 「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態」の「発生の防止のため必要があると認める場合」における情報提供の考え方

1. 包括要請について

- （1）一般送配電事業者又は配電事業者が関係行政機関等の長に提供する情報は、配電線地図とする。
- （2）関係行政機関等の長は、「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態」の「発生の防止のため」、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、上記（1）の情報の提供を求める必要があるときは、その利用目的を具体的に明記の上、書面により、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、情報提供を求めるものとする。

(3) 一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がない限り、上記(2)の求めに係る情報について、速やかに、関係行政機関等の長に対し、提供するものとする。

2. 個別要請について

(1) 関係行政機関等の長は、「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態」の「発生の防止のため」、上記1.(1)以外の情報の提供を一般送配電事業者又は配電事業者に対して求める必要があるとき又は包括要請に基づく

1.(1)の情報提供がなされなかった場合であって当該情報の提供を求める必要があるときは、その利用目的を具体的に明記の上、書面により、経済産業大臣に対して求めるものとする。

(2) 経済産業大臣は、提供の求めのあった情報が、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、当該情報の提供を求めるものとする。

(3) 一般送配電事業者又は配電事業者は、上記(2)の求めがある場合、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

通電情報	30 分電力量（供給／受電）、月間電力量（供給／受電）、次回検針日、通電情報、需要家特定 ID、データ種別、供給／受電地点特定番号、氏名、郵便番号、住所、契約電力、契約受電電力、引込位置情報、計器 ID、建物分類、電圧分類、電気方式、業務用／産業用、託送契約有無、受給契約有無、発電設備種別、発電設備容量、供給側新設日、供給側全廃日、供給側再新日、供給側全撤日、受電側新設日、受電側廃止日、受電側開始日、受電側全撤日、データ作成日、データ作成時刻、電話番号。
------	---